

令和4年12月13日 開会

令和4年 第4回

寒河江市議会定例会議案

寒 河 江 市

目 次

1	議第55号	令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第9号）	別冊
2	議第56号	令和4年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
3	議第57号	寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について	1
4	議第58号	寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	4
5	議第59号	令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）	別冊
6	議第60号	令和4年度寒河江市水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
7	議第61号	令和4年度寒河江市下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
8	議第62号	寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	38
9	議第63号	地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	40
10	議第64号	寒河江市市税条例の一部改正について	74
11	議第65号	寒河江市消防団に関する条例及び寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について	76
12	議第66号	「次世代子育てステーション整備工事請負契約の締結について」の一部変更について	79
13	議第67号	臨川亭及びチェリーランド河川敷公園に係る指定管理者の指定について	81
14	議第68号	寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定について	83
15	議第69号	寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定について	85
16	議第70号	市道路線の認定について	87

議第 57 号

寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院
事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について

寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例（昭和 47 年市条例第 5 号）
及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例（平成 28 年市条例第
18 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 12 月 13 日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院
事業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例（昭和47年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第7条中「100分の160」を「100分の165」に改める。

第2条 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条及び第7条中「100分の165」を「100分の162.5」に改める。

(寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例（平成28年市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の160」を「100分の165」に改める。

第4条 寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の165」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 第1条の規定による改正後の寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条

例及び第3条の規定による改正後の寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例（以下「特別職及び事業管理者の改正後の条例」という。）を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び第3条の規定による改正前の寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例に基づいて支給された給与は、特別職及び事業管理者の改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

理 由

山形県人事委員会勧告を踏まえ、特別職の期末手当の支給月数を改定するため、所要の改正をしようとするものである。

議第 5 8 号

寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

寒河江市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年市条例第 6 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 1 2 月 1 3 日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年市条例第6号）

の一部を次のように改正する。

第17条の3第2項第1号中「100分の92.5」を「6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の45」を「6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1

行政職給料表

職員等の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用職 員以外の 職員等	1	151,700	201,300	237,200	269,200	295,100	325,200
	2	152,800	203,200	238,700	271,000	297,300	327,400
	3	154,100	205,000	240,000	272,700	299,600	329,700
	4	155,200	206,700	241,600	274,700	301,700	331,900
	5	156,300	208,300	243,200	276,500	303,700	334,200

6	157,500	210,200	244,800	278,400	305,900	336,200
7	158,600	211,800	246,200	280,300	308,100	338,400
8	159,700	213,600	247,600	282,400	309,800	340,700
9	160,800	215,300	249,200	284,500	312,000	342,800
10	162,300	217,100	250,500	286,400	314,300	345,100
11	163,600	218,800	252,000	288,600	316,500	347,200
12	164,900	220,600	253,400	290,500	318,800	349,400
13	166,300	221,900	254,700	292,600	321,000	351,400
14	167,800	223,700	256,100	294,600	323,000	353,500
15	169,300	225,200	257,400	296,500	325,300	355,600
16	171,000	227,000	258,600	298,000	327,400	357,600
17	172,200	228,700	260,000	300,100	329,600	359,400
18	173,600	230,300	261,500	302,100	331,600	361,500
19	175,000	231,700	263,100	304,200	333,800	363,400

20	176,400	233,300	264,800	306,200	335,800	365,300
21	177,900	234,900	266,400	308,200	337,800	367,200
22	180,400	236,500	268,200	310,200	339,900	369,200
23	183,000	238,100	269,800	312,300	342,000	371,200
24	185,600	239,500	271,600	314,400	344,100	373,200
25	188,100	240,900	273,500	316,300	345,700	375,200
26	189,900	242,200	275,400	318,400	347,600	377,100
27	191,400	243,600	277,200	320,600	349,600	379,200
28	193,100	244,800	279,000	322,600	351,500	381,200
29	194,700	245,900	280,700	324,600	353,300	382,800
30	196,300	247,000	282,500	326,600	355,200	384,600
31	198,200	248,000	284,400	328,800	357,200	386,500
32	199,900	249,000	285,800	330,900	359,000	388,100

33	201,300	250,100	287,500	332,400	361,000	390,000
34	202,900	251,200	289,300	334,400	362,800	391,400
35	204,400	252,300	291,100	336,400	364,600	392,900
36	205,800	253,400	292,900	338,500	366,400	394,600
37	207,100	254,300	294,500	340,500	367,800	396,000
38	208,400	255,800	296,100	342,400	369,100	397,200
39	209,600	257,100	297,900	344,500	370,600	398,500
40	210,800	258,700	299,800	346,400	372,000	399,600
41	212,100	260,000	301,500	348,400	373,300	400,700
42	213,500	261,200	303,300	350,300	374,200	401,900
43	214,600	262,700	305,000	352,100	375,300	403,200
44	215,900	263,900	306,600	354,100	376,400	404,300
45	216,900	265,100	308,300	355,600	377,200	405,000
46	218,300	266,400	310,000	357,100	378,200	405,700

47	219,400	267,700	311,700	358,600	379,100	406,400
48	220,600	268,800	313,400	360,100	380,000	407,200
49	221,800	270,100	314,500	361,800	380,900	407,800
50	222,800	271,100	316,100	362,600	381,800	408,400
51	223,500	272,400	317,600	363,800	382,600	408,900
52	224,600	273,700	319,300	364,800	383,400	409,300
53	225,800	274,700	320,900	365,800	384,100	409,700
54	226,700	275,800	322,500	366,900	384,800	410,000
55	227,500	277,100	324,200	367,800	385,500	410,300
56	228,300	278,500	325,700	368,900	386,300	410,600
57	229,000	279,500	327,200	369,800	386,800	410,900
58	229,700	280,500	328,500	370,500	387,400	411,200
59	230,500	281,600	329,700	371,200	388,000	411,500
60	231,300	282,700	330,900	371,900	388,700	411,800

61	231,800	283,900	331,700	372,300	389,100	412,100
62	232,700	284,900	332,600	372,900	389,800	412,400
63	233,400	285,700	333,400	373,700	390,500	412,700
64	234,200	286,800	334,200	374,400	391,100	413,000
65	234,700	287,600	335,100	374,700	391,500	413,300
66	235,300	288,500	335,500	375,400	392,100	413,600
67	236,200	289,300	336,300	376,100	392,700	413,900
68	237,100	290,200	337,100	376,800	393,300	414,200
69	237,800	291,200	337,900	377,100	393,700	414,400
70	238,500	292,000	338,600	377,800	394,300	414,800
71	239,000	292,800	339,300	378,500	394,800	415,100
72	239,800	293,600	340,100	379,100	395,300	415,400
73	240,500	294,500	340,600	379,400	395,600	415,600

74	241,100	295,000	341,200	380,000	396,000	415,900
75	241,800	295,400	341,700	380,700	396,400	416,200
76	242,400	295,900	342,300	381,300	396,800	416,400
77	243,100	296,000	342,600	381,800	397,100	416,600
78	243,800	296,400	343,100	382,300	397,400	416,900
79	244,500	296,600	343,500	382,900	397,700	417,200
80	245,100	297,000	344,000	383,400	398,000	417,400
81	245,700	297,200	344,500	383,900	398,200	417,600
82	246,300	297,400	345,000	384,500	398,600	417,900
83	247,000	297,800	345,500	385,000	398,900	418,200
84	247,700	298,100	346,000	385,300	399,100	418,400
85	248,200	298,400	346,300	385,700	399,300	418,600
86	249,000	298,700	346,700	386,300	399,600	
87	249,700	299,000	347,200	386,700	399,900	

88	250,400	299,400	347,600	387,100	400,100
89	251,000	299,700	347,900	387,500	400,300
90	251,500	300,100	348,400	388,000	400,600
91	251,900	300,400	348,900	388,400	400,900
92	252,400	300,800	349,300	388,800	401,100
93	252,700	300,900	349,500	389,100	401,300
94		301,100	349,900		
95		301,500	350,400		
96		301,900	350,800		
97		302,100	350,900		
98		302,400	351,400		
99		302,900	351,800		
100		303,300	352,100		

101	303,500	352,400
102	303,800	352,800
103	304,200	353,200
104	304,500	353,600
105	304,700	354,100
106	305,000	354,500
107	305,400	354,900
108	305,700	355,300
109	305,900	355,800
110	306,300	356,200
111	306,800	356,500
112	307,100	356,900
113	307,200	357,400
114	307,500	

	115		307,800				
	116		308,200				
	117		308,400				
	118		308,600				
	119		308,900				
	120		309,200				
	121		309,600				
	122		309,800				
	123		310,100				
	124		310,400				
	125		310,700				
再任用職員		191,700	219,800	260,500	280,300	295,800	321,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員等に適用する。ただし、第17条の5及び第17条の8に規定する職員を除く。

別表第2

医療職給料表（一）削除

医療職給料表（二）

職員等の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員等	1	156,800	194,600	229,800	255,500	286,300	333,100
	2	158,300	196,200	231,400	256,800	288,400	335,100
	3	159,700	197,800	232,900	257,900	290,400	337,300
	4	161,100	199,500	234,400	259,200	292,600	339,500
	5	162,400	201,000	235,800	260,300	294,700	341,600
	6	164,200	202,500	237,300	261,500	296,600	343,800
	7	166,000	204,100	238,700	262,500	298,800	345,900
	8	167,700	205,600	240,200	263,600	300,900	348,100
	9	169,400	207,100	241,500	264,700	302,900	350,200
	10	171,100	208,800	242,900	265,600	305,100	352,300

11	172,800	210,500	244,200	266,500	306,900	354,500
12	174,700	212,000	245,500	267,400	308,700	356,700
13	176,100	213,600	247,300	268,600	310,900	358,400
14	178,000	215,200	248,600	270,100	312,900	360,400
15	179,900	216,600	249,600	271,500	315,000	362,300
16	181,700	218,200	250,900	272,800	317,000	364,300
17	183,700	219,700	252,000	274,200	319,200	366,300
18	185,300	221,300	253,200	276,100	321,300	368,300
19	187,200	223,000	254,200	277,700	323,300	370,400
20	189,000	224,600	255,400	279,700	325,400	372,400
21	190,700	225,800	256,500	281,300	327,300	374,300
22	192,200	227,300	257,500	282,900	329,400	376,300
23	193,800	228,600	258,300	284,800	331,200	378,500
24	195,300	230,100	259,300	286,400	333,300	380,600

25	196,900	231,400	260,500	288,300	335,300	382,000
26	198,100	232,700	261,800	290,100	337,300	383,800
27	199,600	233,900	263,000	291,900	339,300	385,700
28	201,000	235,100	264,300	293,600	341,400	387,400
29	202,400	236,600	265,700	295,500	342,900	389,200
30	203,700	237,900	267,400	297,200	344,700	390,800
31	204,800	239,300	269,000	299,000	346,400	392,400
32	206,200	240,600	270,700	300,700	348,200	394,200
33	207,600	241,900	272,100	302,500	350,100	395,500
34	209,000	243,100	273,700	304,300	351,900	396,800
35	210,300	244,000	275,400	306,000	353,900	398,200
36	211,600	245,200	277,000	307,800	355,700	399,400
37	212,700	246,400	278,500	309,300	357,600	400,500

38	214,100	247,600	280,200	311,100	359,300	401,700
39	215,200	248,600	281,700	312,700	361,000	402,900
40	216,500	249,800	283,400	314,300	362,700	404,000
41	217,600	251,000	285,000	316,200	363,900	404,800
42	218,800	252,200	286,400	317,900	365,000	405,600
43	219,800	253,200	288,100	319,600	366,300	406,400
44	221,000	254,000	289,600	321,300	367,500	407,200
45	222,200	255,200	291,200	322,400	368,700	407,600
46	223,200	256,600	292,900	323,900	369,600	408,200
47	224,000	257,900	294,600	325,400	370,800	408,700
48	225,100	259,400	296,100	327,000	371,900	409,100
49	226,200	260,900	297,500	328,500	372,900	409,500
50	227,100	262,100	299,200	329,800	374,000	409,800
51	227,900	263,500	300,600	331,000	375,000	410,100

52	228,700	264,800	302,200	332,400	376,000	410,400
53	229,300	265,900	303,700	333,500	376,800	410,800
54	230,200	267,200	305,200	334,500	377,700	411,100
55	230,700	268,400	306,700	335,600	378,600	411,400
56	231,600	269,800	308,200	336,700	379,500	411,700
57	232,200	270,800	309,500	337,200	380,000	412,000
58	233,000	271,900	310,700	338,100	380,800	412,300
59	233,500	273,100	312,000	338,900	381,600	412,600
60	234,300	274,400	313,400	339,800	382,400	413,000
61	235,000	275,400	314,700	340,700	382,800	413,200
62	235,700	276,600	315,900	341,000	383,500	413,500
63	236,500	277,800	317,200	341,600	384,200	413,800
64	237,400	279,100	318,400	342,300	384,900	414,100

65	238,000	280,100	319,900	342,900	385,300	414,300
66	238,700	281,200	320,700	343,600	386,000	
67	239,400	282,300	321,500	344,400	386,700	
68	240,200	283,400	322,300	345,100	387,300	
69	240,800	284,500	322,900	345,800	387,700	
70	241,400	285,500	323,700	346,300	388,200	
71	242,100	286,700	324,400	346,900	388,700	
72	242,700	287,800	325,000	347,500	389,200	
73	243,400	288,700	325,700	347,800	389,800	
74	244,100	289,400	325,900	348,500	390,400	
75	244,700	289,800	326,500	349,000	391,000	
76	245,400	290,700	327,100	349,600	391,600	
77	245,900	291,500	327,800	350,100	392,100	
78	246,400	292,100	328,300	350,600	392,600	

79	247,000	292,700	328,800	351,100	393,100
80	247,500	293,300	329,300	351,500	393,600
81	247,800	294,000	329,900	351,800	393,900
82	248,200	294,600	330,400	352,100	394,500
83	248,500	295,000	330,800	352,500	394,900
84	248,900	295,400	331,300	352,800	395,300
85	249,300	295,600	331,900	353,300	395,700
86		295,800	332,300	353,600	
87		296,000	332,500	353,900	
88		296,200	332,900	354,200	
89		296,600	333,300	354,600	
90		296,800	333,700	354,900	
91		297,000	334,100	355,300	
92		297,200	334,500	355,600	

93	297,600	334,800	356,000
94	297,800	335,000	356,300
95	298,000	335,400	356,700
96	298,300	335,700	357,000
97	298,700	335,900	357,300
98	299,000	336,200	357,700
99	299,200	336,500	358,100
100	299,500	336,800	358,500
101	299,800	337,000	359,000
102	300,000	337,300	359,400
103	300,200	337,700	359,800
104	300,500	337,900	360,200
105	300,800	338,000	360,700

	106			338,300			
	107			338,700			
	108			339,000			
	109			339,200			
	110			339,600			
	111			340,000			
	112			340,400			
	113			340,600			
再任用 職員		192,700	219,900	248,500	262,200	288,000	329,300

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、管理栄養士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士に適用する。

医療職給料表（三）

職員等の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円	円	円

職員以外の職員等	1	171,800	199,700	246,900	268,900	292,600	336,200
	2	173,200	201,700	248,800	269,800	294,400	338,400
	3	174,700	203,700	250,400	270,700	296,100	340,600
	4	176,100	205,700	252,100	271,700	298,000	342,800
	5	177,500	207,800	253,400	272,400	299,800	345,000
	6	179,000	209,900	254,700	273,300	301,500	347,100
	7	180,600	212,100	255,600	274,000	303,400	349,400
	8	182,100	214,400	256,800	275,000	305,100	351,500
	9	183,400	216,600	257,900	276,000	306,800	353,200
	10	185,200	218,000	258,900	276,500	308,600	355,200
	11	186,800	219,400	259,600	277,500	310,300	357,200
	12	188,500	220,700	260,600	278,700	311,900	359,200
	13	190,000	222,000	261,700	279,900	313,500	361,300
	14	192,000	223,300	262,700	281,100	315,200	363,400

15	194,100	224,900	263,500	282,300	317,000	365,600
16	196,100	226,200	264,400	283,600	318,800	367,600
17	198,300	227,400	265,200	284,700	320,700	369,700
18	200,400	229,000	266,000	286,000	322,300	371,700
19	202,400	230,500	266,900	287,000	324,100	373,900
20	204,500	231,900	267,700	288,500	325,800	376,000
21	206,600	233,300	268,500	290,100	327,300	377,700
22	208,600	234,900	269,200	291,500	328,900	379,800
23	210,700	236,500	270,100	293,000	330,500	382,000
24	212,900	238,200	271,000	294,300	332,000	384,000
25	214,600	239,500	272,100	295,400	333,700	386,100
26	216,000	241,200	273,400	297,100	335,100	387,700
27	217,100	242,700	274,500	298,800	336,700	389,600
28	218,400	244,400	275,700	300,400	338,300	391,600

29	219,600	245,900	276,700	301,900	339,600	393,400
30	220,700	247,200	278,100	303,600	341,200	395,200
31	222,000	248,300	279,500	305,100	342,600	397,100
32	223,100	249,400	280,900	306,700	344,100	399,000
33	224,300	250,700	282,500	308,300	345,800	400,700
34	225,600	251,700	283,900	309,800	347,300	402,500
35	226,900	252,400	285,200	311,500	349,000	404,300
36	228,100	253,600	286,400	313,100	350,500	406,000
37	229,500	254,500	287,900	314,600	352,200	407,700
38	230,800	255,600	289,100	316,000	353,900	409,400
39	232,000	256,300	290,500	317,600	355,400	411,300
40	233,400	257,300	291,800	319,200	357,100	413,100
41	234,300	258,100	293,300	320,800	358,300	414,600

42	235,800	258,800	294,700	322,200	359,800	416,200
43	237,100	259,600	296,200	323,700	361,400	417,700
44	238,300	260,400	297,700	325,200	362,800	419,100
45	239,600	261,200	299,200	326,200	364,300	420,200
46	240,800	262,000	300,600	327,600	365,400	421,300
47	242,000	262,800	302,100	329,100	366,900	422,400
48	243,200	263,700	303,700	330,600	368,200	423,700
49	244,200	264,600	305,000	331,700	369,700	425,000
50	245,200	265,700	306,300	333,200	371,100	426,100
51	246,100	266,700	307,700	334,500	372,400	427,300
52	247,200	267,800	309,100	335,800	373,800	428,400
53	248,200	268,900	310,600	337,300	375,300	429,600
54	249,200	270,200	312,000	338,700	376,500	430,600
55	250,100	271,500	313,400	340,100	377,700	431,700

56	251,000	272,900	314,800	341,500	378,900	432,800
57	251,900	274,500	315,900	342,400	380,000	433,900
58	252,800	276,000	317,100	343,700	380,900	434,400
59	253,500	277,400	318,300	345,000	382,000	435,000
60	254,300	278,800	319,800	346,300	383,000	435,400
61	255,200	280,100	320,900	347,300	383,600	436,100
62	255,900	281,400	322,100	348,200	384,400	436,600
63	256,700	282,900	323,500	349,500	385,200	437,000
64	257,600	284,200	324,700	350,800	386,100	437,500
65	258,400	285,700	326,000	351,900	386,700	438,100
66	259,200	287,100	327,300	353,200	387,400	438,500
67	260,300	288,500	328,700	354,400	388,200	438,800
68	261,100	290,000	330,000	355,500	388,900	439,100

69	261,700	291,300	330,700	356,500	389,500	439,500
70	262,600	292,800	331,900	357,600	390,200	
71	263,700	294,300	333,000	358,700	390,900	
72	264,800	295,800	333,900	359,800	391,500	
73	266,200	297,000	335,100	360,600	392,200	
74	267,400	298,400	335,800	361,800	392,700	
75	268,600	299,800	337,000	362,900	393,300	
76	269,700	301,100	338,200	364,000	393,800	
77	270,700	302,600	339,300	364,700	394,200	
78	271,600	304,000	340,600	365,500	394,800	
79	272,800	305,200	341,700	366,300	395,300	
80	274,100	306,500	342,900	367,000	395,600	
81	275,200	307,300	344,000	367,500	395,900	
82	276,000	308,500	345,200	368,000	396,400	

83	276,900	309,600	346,200	368,600	396,800
84	278,000	310,800	347,300	369,200	397,100
85	279,000	312,000	348,200	369,800	397,400
86	279,900	313,100	349,300	370,300	397,900
87	281,000	314,300	350,200	370,900	398,500
88	282,100	315,500	351,200	371,400	398,900
89	283,100	316,800	352,200	371,800	399,200
90	284,000	318,000	353,000	372,200	399,600
91	284,900	319,200	353,800	372,800	400,100
92	285,900	320,500	354,600	373,400	400,500
93	287,000	321,300	355,100	373,700	400,900
94	288,000	322,000	355,700	374,200	
95	288,900	322,700	356,400	374,600	
96	289,900	323,300	357,100	375,000	

97	290,800	324,000	357,500	375,600
98	291,600	324,300	357,900	376,100
99	292,300	324,900	358,400	376,600
100	293,200	325,600	358,800	377,100
101	294,000	326,000	359,300	377,700
102	294,800	326,600	359,700	378,200
103	295,600	327,200	360,200	378,700
104	296,400	327,900	360,600	379,100
105	297,100	328,300	361,000	379,700
106	297,600	328,800	361,500	380,200
107	298,100	329,300	361,900	380,700
108	298,700	329,800	362,300	381,200
109	298,900	330,200	362,800	381,800

110	299,200	330,600	363,300	382,300
111	299,400	330,900	363,800	382,800
112	299,800	331,200	364,300	383,300
113	300,000	331,600	364,800	383,900
114	300,200	332,100	365,300	
115	300,600	332,500	365,800	
116	300,900	332,800	366,200	
117	301,200	332,900	366,600	
118	301,500	333,200	367,000	
119	301,800	333,600	367,500	
120	302,200	333,800	368,000	
121	302,500	334,000	368,400	
122	302,900	334,300	368,900	
123	303,200	334,600	369,400	

124	303,600	334,900	369,900			
125	303,800	335,100	370,300			
126	304,000	335,400				
127	304,300	335,800				
128	304,700	336,000				
129	304,900	336,100				
130	305,200	336,400				
131	305,600	336,800				
132	306,000	337,100				
133	306,100	337,400				
134	306,400	337,800				
135	306,900	338,200				
136	307,200	338,600				

137	307,400	338,900			
138	307,700	339,300			
139	308,100	339,700			
140	308,400	340,100			
141	308,600	340,400			
142	309,000	340,800			
143	309,400	341,100			
144	309,700	341,500			
145	309,800	341,800			
146	310,100	342,200			
147	310,400	342,600			
148	310,800	343,000			
149	311,100	343,300			
150	311,300	343,700			

151	311,600	344,100				
152	311,900	344,500				
153	312,300	344,800				
154	312,500					
155	312,700					
156	313,000					
157	313,300					
158	313,600					
159	313,900					
160	314,200					
161	314,600					
162	314,900					
163	315,200					
164	315,500					

	165	315,900					
	166	316,200					
	167	316,500					
	168	316,800					
	169	317,200					
再任用 職員		240,100	260,900	268,000	278,500	295,100	332,800

備考 この表は、看護師及び准看護師に適用する。

第2条 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の3第2項第1号中「6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の102.5」を「100分の97.5」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(給与の内払)

2 第1条の規定による改正後の寒河江市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）を適用する場合には、第1条の規定による改正前の寒河江市一般職の職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

理 由

山形県人事委員会の勧告等を踏まえ、給料月額、勤勉手当の支給月数を改定するため、所要の改正をしようとするものである。

議第62号

寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成18年市条例第3号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月13日 提出

寒河江市長 佐藤洋樹

寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成18年市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第6条及び第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第9条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙について適用する。

理 由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動における公費負担に係る限度額の引上げについて、所要の改正をしようとするものである。

議第63号

地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月13日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例

(寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第5項中「その者」を「当該職員」に、「法第29条」を「地方公務員法第29条」に改め、同条第7項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第10項を次のように改める。

10 地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第4条の3中「の定める」を「で定める」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条を第4条の2とする。

第5条第1項中「給料月額」を「給料の月額」に改める。

第9条第1項第1号中「以下」を「以下この項及び次項において」に改め、同項第2号中「以下」を「以下この条において」に改め、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に、「相当する額（以下）」を「相当する額（以下この号において）」に改め、同号ただし書中「以下」を「以下この号及び第3号において」に、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号

中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第12条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「この条」を「この項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「第1項」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第16条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条の2第1号及び第2号中「に法」を「に地方公務員法」に改める。

第17条の3第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「の定める」を「で定める」に改め、同項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の4の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第7条」を「第4条第3項から第9項まで、第7条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

- 8 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第10項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100

円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
- (2) 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の地方公務員法第28条の2第3項に掲げる条例で別に定める職員に相当する職員のうち規則で定める職員
- (3) 地方公務員法第28条の5第1項又は第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間（同法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- (4) 地方公務員法第28条の6第3項に規定する条例で別に定める職員のうち、規則で定める職員
- (5) 地方公務員法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

10 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第12項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100

円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 1 1 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 1 2 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 1 3 附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 1 4 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第10項の規定による給料その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員以外の職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等」に、

「

再任用職員	191,700	219,800	260,500	280,300	295,800	321,400
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」を

「

定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月 額	基準 給料月 額	基準 給料月 額	基準 給料月 額	基準 給料月 額	基準 給料月 額
	円 191,700	円 219,800	円 260,500	円 280,300	円 295,800	円 321,400

」に

改める。

別表第2 医療職給料表（二）の表中「再任用職員以外の職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等」に、

「

再任用職員	192,700	219,900	248,500	262,200	288,000	329,300
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」を

「

定年前再任用短時間勤務	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	192,700	219,900	248,500	262,200	288,000	329,300

職 員							
--------	--	--	--	--	--	--	--

」に

改め、同表医療職給料表（三）の表中「再任用職員以外の職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等」に、

「

再 任 用 職 員		240,100	260,900	268,000	278,500	295,100	332,800
-----------------------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」を

「

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 240,100	円 260,900	円 268,000	円 278,500	円 295,100

務 職 員							
-------------	--	--	--	--	--	--	--

」に

改める。

(寒河江市職員の分限に関する事由、手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 寒河江市職員の分限に関する事由、手続及び効果に関する条例（昭和30年市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(降給の種類)

第2条の2 降給の種類は、法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。）することをいう。）とする。

第3条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第2項中「又は休職」を「、休職又は降給」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

2 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年市条例第6号。以下「給与条例」という。）附則第8項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「及び寒河江市一般職の給与に関する条例（昭和29年市条例第6号）附則第8項の規定による降給とする」とする。

3 第3条第2項の規定は、給与条例附則第8項の規定による降給の場合には、

適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、任命権者の定めるところにより、同項の規定に適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(寒河江市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 寒河江市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（減給の効果）

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年市条例第24号）に規定する報酬の額（特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する額を除く。））の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（寒河江市水道企業職員及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 寒河江市水道企業職員及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第10条第2項中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条の2（見出しを含む。）中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（寒河江市職員の定年等に関する条例の一部改正）

第5条 寒河江市職員の定年等に関する条例（昭和59年市条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「第261号」を「第261号。以下「法」という。」に、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書中「65年」を

「70年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員の退職により」を「当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず」に、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき」を「当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に、「定年退職日」を「定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」に改め、同条第3項中「引き続いて」

を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」を「任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」に、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「て退職させることができる」を「るものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、寒河江市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年市条例第6号)第15条の4第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職、寒河江市水道企業職員及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年市条例第11号)第4条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職及び寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成28年市条例第19号)第4条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職(これらの職のうち寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条の規定により定める給料表(医師に適用されるものに限る。)の適用を受ける職員を除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法

第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間

内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類

似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（規則で定める組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定め

る情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(雑則)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条本文の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条ただし書の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び地方公務員法の一部改正等

に伴う関係条例の整備に関する条例（令和４年市条例第 号）による改正前の第３条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢６０年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢６０年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第６条 寒河江市職員の育児休業等に関する条例（平成４年市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条中第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

(3) 寒河江市職員の定年等に関する条例第９条第１項から第４項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第９条第２号中「寒河江市職員の定年等に関する条例（昭和５９年市条例第２号）」を「寒河江市職員の定年等に関する条例」に改め、同条に次の１号を加える。

(3) 寒河江市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第16条の表第4条第10項の項を削り、同表第9条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第12条第4項の項中「第2項の」を「、第1項」に、「育児休業条例第16条の」を「、第1項（育児休業条例第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改める。

第17条中「給与条例」を「勤務時間条例」に改め、同条の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第7条 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第12条第1項第1号及び第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（寒河江市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第8条 寒河江市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 寒河江市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（寒河江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第9条 寒河江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「及び法」を「及び同法」に改める。

（寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第10条 寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成28年市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条第2項中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条（見出しを含む。）中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(寒河江市職員の再任用に関する条例の廃止)

第11条 寒河江市職員の再任用に関する条例（平成13年市条例第2号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第14条の規定は、公布の日から施行する。

(寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の寒河江市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第8項から第14項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第3条 令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下この条、次条及び附則第18条において「暫定再任用職員」という。）（令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される寒河江市一般職の職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条

第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。附則第15条において同じ。）をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第14条（第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される寒河江市一般職の職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第16条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第17条の3第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再

任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 新給与条例第4条第3項から第9項まで、第7条、第8条、第8条の3及び第17条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（寒河江市水道企業職員及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 暫定再任用職員については、寒河江市水道企業職員及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、第6条の2、第9条、第16条、第16条の2及び第17条の規定は、適用しない。

2 暫定再任用職員であって令和3年改正法による改正後の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の寒河江市水道企業職員及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条第2項及び第10条第2項の規定を適用する。

（勤務延長に関する経過措置）

第5条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第5条の規定による改正前の寒河江市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、

旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第5条の規定による改正後の寒河江市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年（以下「旧条例定年」という。）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、令和3年改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第6条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第9条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第8条第1項若しくは第2項又は附則第9条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年

齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則

第8条第1項若しくは第2項又は附則第9条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第7条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（規則で定める組合をいう。次項及び附則第9条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第8条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当

年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第13条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第6条第3項から第5項までの規定を準用する。

第9条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかか

わらず、組合における附則第6条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第6条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第6条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第10条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第11条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第12条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第6条から第9条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第13条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短

時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢）

第１４条 令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢は、年齢６０年とする。

（寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１５条 地方公務員の育児休業等に関する法律第１０条に規定する育児短時間勤務を行う職員に対する寒河江市一般職の職員の給与に関する条例附則第８項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、当該職員について定められた勤務時間を勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１６条 暫定再任用職員（令和３年改正法附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第５条第１項から第４項まで、第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第７条第１項から第４項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第７条の規定による改正後の寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第２条第２項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

（寒河江市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第17条 附則第5条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、寒河江市職員の定年等に関する条例第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、第8条の規定による改正後の寒河江市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

(寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第18条 暫定再任用職員については、寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条及び第10条の規定は、適用しない。

2 暫定再任用職員であって新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第10条の規定による改正後の寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条第2項及び第11条第2項の規定を適用する。

(その他の経過措置の規則への委任)

第19条 前各条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

理 由

地方公務員法の一部改正等に伴い、職員の定年年齢を引き上げるとともに、当該引上げに関する関係条例の整備を行うため、所要の改正をしようとするものである。

議第64号

寒河江市市税条例の一部改正について

寒河江市市税条例（昭和40年市条例第20号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月13日 提出

寒河江市長 佐藤洋樹

寒河江市市税条例の一部を改正する条例

寒河江市市税条例(昭和40年市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第122条第5号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に、「及び大学生等」を「、大学生等」に改める。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

理 由

スポーツ基本法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議第65号

寒河江市消防団に関する条例及び寒河江市特別職に属する者の給与等
に関する条例の一部改正について

寒河江市消防団に関する条例（昭和44年市条例第4号）及び寒河江市特別
職に属する者の給与等に関する条例（昭和47年市条例第5号）の一部を別紙の
とおり改正する。

令和4年12月13日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

寒河江市消防団に関する条例及び寒河江市特別職に属する者の給与等
に関する条例の一部を改正する条例

(寒河江市消防団に関する条例の一部改正)

第1条 寒河江市消防団に関する条例（昭和44年市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「831人」を「626人」に改める。

第4条第1号中「する者」を「し、通勤し、又は通学する者。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、区域外に居住する者で消防団活動に従事できる場合は、この限りでない。

(寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例（昭和47年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第5を次のように改める。

別表第5

消防団員の報酬表

区分	支給単位	報酬額
団長	年額	126,100円
副団長	年額	100,000円
分団長	年額	75,600円
副分団長	年額	52,200円
部長	年額	45,100円
部長代理を命ぜられた班長	年額	39,000円

班長	年額	38,000円
団員	年額	36,500円
災害出動報酬（4時間以内）	日額	4,000円
災害出動報酬（4時間超8時間以内）	日額	8,000円
警戒・訓練出動報酬（4時間以内）	日額	2,000円
警戒・訓練出動報酬（4時間超）	日額	4,000円

備考

- 1 消防団員指導員を兼ねる団員には年額19,100円を加算して支給する。
- 2 災害に係る出動時間が8時間を超える場合は、4時間につき4,000円を加算して支給する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

寒河江市消防団ビジョンの策定に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議第66号

「次世代子育てステーション整備工事請負契約の締結について」の
一部変更について

令和4年6月20日に議決を経た議第33号「次世代子育てステーション整備
工事請負契約の締結について」の一部を次のように変更する。

令和4年12月13日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

記

「

3 契約金額 金1,202,443,000円

内 訳	工事代金	1,093,130,000円
	消費税	109,313,000円

」を

「

3 契約金額 金1,281,962,000円

内 訳	工事代金	1, 165, 420, 000円
	消費税	116, 542, 000円

」に

改める。

理 由

次世代子育てステーション整備工事について、物価水準等の変動に伴い請負代金額を変更する必要性が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものである。

議第67号

臨川亭及びチェリーランド河川敷公園に係る指定管理者の指定について

寒河江市チェリーランドに関する条例（平成4年市条例第1号）第3条第4号に規定する臨川亭及び都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により設置するチェリーランド河川敷公園に係る指定管理者について、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年市条例第21号）第5条第1項の規定により、別紙のとおり指定する。

令和4年12月13日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

- 1 施設 の 名 称 臨川亭
チェリーランド河川敷公園
- 2 指定する団体の名称 寒河江市大字八楯字川原919番地の8
株式会社チェリーランドさがえ
代表取締役 本間 安信
- 3 指 定 の 期 間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

理 由

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものである。

議第68号

寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定について

寒河江市立保育所設置条例（昭和37年市条例第8号）第2条に規定する寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者について、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年市条例第21号）第5条第1項の規定により、別紙のとおり指定する。

令和4年12月13日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

- 1 施設 の 名 称 寒河江市立にしね保育所

- 2 指定する団体の名称 寒河江市本町三丁目6番2号
学校法人不動学園
理事長 鈴木 普生

- 3 指 定 の 期 間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

理 由

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものである。

議第69号

寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定について

寒河江市市民浴場に関する条例（昭和57年市条例第37号）第2条に規定する寒河江市市民浴場に係る指定管理者について、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年市条例第21号）第5条第1項の規定により、別紙のとおり指定する。

令和4年12月13日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

- 1 施 設 の 名 称 寒河江市市民浴場

- 2 指定する団体の名称 寒河江市元町一丁目3番13号
寒河江温泉協同組合
理事長 安孫子 浩智

- 3 指 定 の 期 間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

理 由

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものである。

議第70号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙のとおり市道の路線を認定する。

令和4年12月13日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

路線 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
10308	西根長面 1 号線	寒河江市大字西根字長面 6 5 番 1	
		寒河江市大字西根字長面 6 6 番 1 2	

理 由

円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に資するため、1路線を認定しようとするものである。